

平成 30 年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ5「プラットフォーム形成」

【スタートアップ型】

(スタートアップ型プラットフォーム共通設問) (56点満点)

1. プラットフォーム体制の整備

- ① プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の地方自治体（都道府県又は市区町村）及び産業界等が参加するプラットフォームの意思決定体制が整備されていますか。
- | | |
|--|----|
| 1 全大学等、地方自治体及び産業界等が参加する意思決定体制が整備されている。 | 3点 |
| 2 全大学等及び地方自治体が参加する意思決定体制が整備されている。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における全大学等については、プラットフォームを形成するすべての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている場合、あるいは、適正な選出手続き等によって決定された議決権等を持つ一部の大学等により構成される場合とする。

意思決定体制の整備とは、プラットフォームにおいて当該体制を議決機関として定めていることを指し、単に協議を行っている実態があるのみでは該当しない。なお、プラットフォーム内に他の議決機関がある場合も可とし、最高又は最終の意思決定機関であることは求めない。

産業界等は、特定の地域の商工会等の団体又は企業等とする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ② プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の地方自治体（都道府県又は市区町村）との間で包括連携協定を締結し、協議を実施していますか。
- | | |
|--|----|
| 1 包括連携協定を締結しており、かつ、定期的に（年1回以上）、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議を行っている。 | 2点 |
| 2 包括連携協定を締結しているが、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議は不定期にしか行っていない。 | 1点 |
| 3 包括連携協定を締結していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体と地方自治体との間で締結しているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の地域の地方自治体と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

「協議」とは、プラットフォームに参画するすべての大学等または適正な選出手続き等によって選任された一部の大学等と、当該地方自治体の間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

定期的な実施とは、今後を含め定期的に行うことをプラットフォームとして決定している場合（議事録等で確認できること）、又は、実際に2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、その他地方自治体からの提供文書等

③ プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の産業界等との間で包括連携協定を締結していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 包括連携協定を締結している。 | 1点 |
| 2 包括連携協定を締結していない。 | 0点 |

要件等：本設問における協定は、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体と産業界等との間で締結しているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

特定の地域の産業界等は特定の地域に所在する、商工会等の団体又は企業等とする。本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の地域の産業界等と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、その他産業界等からの提供文書等

④ プラットフォームを形成する大学等の間で、定期的な協議を実施していますか。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 年に2回以上の頻度で定期的実施している。 | 2点 |
| 2 年に1回の頻度で定期的実施している。 | 1点 |
| 3 年1回未満の頻度で実施している又は定期的実施していない。 | 0点 |

要件等：プラットフォームを形成するすべての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている協議体制を指し、一部の大学等のみにより構成される協議体制の場合は該当しない。

定期的な実施とは、今後を含め定期的に行うことをプラットフォームとして決定している場合（議事録等で確認できること）、または、実際に2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

基準時点 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ⑤ プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の策定・実施を推進するため、①の意思決定体制や④の協議体制とは別に、企画立案、連絡調整、進捗管理などを行う事務局体制を整備していますか。
- | | |
|---|-----|
| 1 プラットフォームが共同で運営する事務局又は委員会形式の事務局組織を整備している | 3 点 |
| 2 整備していない。 | 0 点 |

要件等： プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の策定・実施を推進するものであること。

事務局の場合は、プラットフォームにおいて、共同で運営する旨の同意があること、また、体制そのものが整備されていれば職員等は非常勤や兼務でも構わない。

委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の策定・実施の推進を目的とするものであれば該当する。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ⑥ プラットフォームを形成する大学等の数は、以下のいずれに該当しますか。
- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1 都市型においては 10 校以上、地方型においては 5 校以上 | 4 点 |
| 2 都市型においては 5～9 校、地方型においては 3～4 校 | 2 点 |
| 3 都市型においては 4 校以下、地方型においては 2 校 | 0 点 |

要件等： プラットフォームを形成する大学等の数は国公立大学等を含む。また、特定の地域外の大学等も含む。同一法人が設置する複数の大学等が当該プラットフォームに参画する場合には、それぞれ 1 校ずつとしてカウントする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ⑦ 特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の割合は、以下のいずれに該当しますか。
- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 都市型においては 70%以上、地方型においては 80%以上 | 4 点 |
| 2 都市型においては 50%～69%、地方型においては 60%～79% | 3 点 |
| 3 都市型においては 30%～49%、地方型においては 40%～59% | 2 点 |
| 4 都市型においては 30%未満、地方型においては 40%未満 | 0 点 |

要件等： 分母は、プラットフォームの指定する特定の地域に主たる所在地がある全国公私立の大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の総数とし、分子はプラットフォーム形成大学等のうち特定の地域に主たる所在地がある大学等の数（特定の地域外の大学等は

含まない)とする。

プラットフォーム参画団体等一覧の「3.『特定の地域』に所在する大学等の数」における地域カバー率を参照のこと。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、大学等の所在地がわかるもの等

⑧ 特定の地域の地方自治体から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 2点 |
| 2 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 1点 |
| 3 支援がない。 | 0点 |

要件等：本設問における支援は、「財政支援」(補助金、助成金等)、「人員派遣」(職員等の派遣)、「物的支援」(場所、車両等の提供)とする。

「1」は、財政支援の場合、用途を特定しないもの、またはプラットフォームそのものの運営費に充てるものとして受けているもの。

「2」はプラットフォームとして実施する取組に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

人員派遣の場合、単に会議体や委員会等への出席のみでは該当しないが、共通設問⑤の事務局体制に人員を派遣している場合には「1」に該当するものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑨ 特定の地域の産業界等から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 2点 |
| 2 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 1点 |
| 3 支援がない。 | 0点 |

要件等：本設問における支援は、「財政支援」(補助金、助成金等)、「人員派遣」(職員等の派遣)、「物的支援」(場所、車両等の提供)とする。

特定の地域の産業界等は特定の地域に所在する、商工会等の団体又は企業等とする。

「1」は、財政支援の場合、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営費に充てるものとして受けているもの。

「2」はプラットフォームとして実施する取組に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

人員派遣の場合、単に会議体や委員会等への出席のみでは該当しないが、共通設問⑤の事務局体制に人員を派遣している場合には「1」に該当するものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

2. 中長期計画の策定

⑩ 特定の地域の高等教育の現状及び課題について分析し、公表していますか。

- | | |
|--|-----|
| 1 現状及び課題について、特定の地域の地方自治体及び産業界等の意見を聴取したうえで分析し、ホームページ等で公表している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | －3点 |

要件等： 本設問においては、本事業が求める「中長期計画」又は「基本方針」作成のために実施した、環境、人口動態など地域固有の事由を考慮した高等教育全体にわたる現状と課題の分析であること。特定の観点（進学率、就業状況等）のみに特化した分析の場合は該当しない。

「1」の場合は、現状・課題について、特定の地域の地方自治体及び産業界等の意見を聴取したことがわかること。この場合の聴取は、正式に対面の場を設けて行うか、文書による依頼・回答の形式をとっていること。メール・電話等のみでは該当しない。ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、依頼・回答文書、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑪ 特定の地域の学術分野マップを作成し、ホームページ等で公表していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 公表している。 | 2点 |
| 2 公表していない。 | －3点 |

要件等： 本設問でいう「学術分野マップ」とは、特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の学術分野の現状認識・把握等を目的としたものであり、プラットフォーム全体を俯瞰して1つの大学として捉えた場合、どのような分野があるか、同系統であっても細分化した場合の相違点などを明確化したもの。特定の地域外の大学等は含まなくてよい。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑫ 特定の地域の高等教育のビジョン・目標をホームページ等で公表していますか。

- | | |
|------------|------|
| 1 公表している。 | 2 点 |
| 2 公表していない。 | －3 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑩の現状・課題分析を踏まえたうえで、高等教育全体にわたる数値目標を含むビジョン・目標であること。特定の観点（進学率、就業状況等）のみに特化したビジョン・目標の場合は該当しない。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑬ 中長期計画の策定にあたり着手から完成までのロードマップを作成のうえ、ホームページ等で公表していますか。

- | | |
|------------|------|
| 1 公表している。 | 2 点 |
| 2 公表していない。 | －3 点 |

要件等： 本設問におけるロードマップは、本事業が求める「中長期計画」の策定に向けて作成した工程表を指す。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑭ 特定の地域における高等教育の各種の課題に対して具体的な数値目標を設定していますか。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 10種類以上の数値目標を設定している。 | 4 点 |
| 2 5～9種類の数値目標を設定している。 | 2 点 |
| 3 数値目標は5種類未満である。 | 0 点 |

要件等： プラットフォーム共通で分析、設定した課題に対し、「基本方針」の中で、それらの課題を解決していくための各種取組等の数値目標（「数値目標・活動指標等」における）の設定状況を問うもの。

また、本設問において、「設定している」と回答する場合には、様式 2 の「数値目標・活動指標等」を提出していること。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、数値目標・活動指標等

⑮ プラットフォーム形成大学等と、特定の地域の地方自治体や初等中等教育機関の関係者との間で特定の地域における教育政策と中長期計画の整合性や、教育のあり方等に関する協議を行っていますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1 協議を行っている。 | 1点 |
| 2 協議を行っていない。 | 0点 |

要件等： プラットフォーム全体として協議している事項であること。
教育のあり方等に関する協議内容であることが議事録等で確認できること。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

3. 中長期計画の内容

共通設問⑮～⑳の共通要件

原則としてプラットフォームを形成するすべての参画団体もしくはそれら全体の集合体として決定又は承認した取組内容であること（ただし、スタートアップ型については、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体としての決定又は承認でも可とする）。プラットフォーム形成大学等の一部のみで決定しているものは該当しない。なお、取組の実施状況についてはプラットフォーム形成大学等の一部でも構わないが、同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

⑯ プラットフォーム形成大学等間で、単位互換等に関して以下の取組を実施していますか。

- ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。
- イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。
- ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）がある。
- エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムを導入している。

- | | |
|-------------|----|
| 1 4つ実施している。 | 4点 |
| 2 3つ実施している。 | 3点 |
| 3 2つ実施している。 | 2点 |
| 4 1つ実施している。 | 1点 |
| 5 実施していない。 | 0点 |

要件等： イの大学間共通のシラバスは、各大学等が提供する単位互換の授業科目をまとめ、開講大学、科目、授業形態、開講学期等を一覧で表示したもの。

ウは、対象となる単位互換の授業科目、あるいはプラットフォーム共同で学生に提供する授業科目について、複数の大学等が取り決めに基づき共同で利用する施設等（一部の教室等でも構わない）であること。一部の大学等の施設でも構わない。複数の大学等が授業を提供するために利用する施設等であることとし、単に複数の大学等の履修者がいるのみでは該当しない。

当該施設において実施する、対象となる単位互換の授業科目や共同で提供する授業の

うち、単一の大学（あるいは同一の法人内の複数の大学等）のみで提供しているものが75%を超えないこと。

ア～エいずれも同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況がわかるもの、eラーニングシステムの概要がわかるもの等

⑰ プラットフォーム形成大学等において共同のFD又はSDを、企画又は実施していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 企画又は実施している。 | 1点 |
| 2 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等：プラットフォームとして企画又は実施しているものであれば、プラットフォーム外の大学等や団体が参加するものでも該当するものとする。

「企画」については、共同実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑱ プラットフォーム内で教職員の人事交流を企画又は実施していますか。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1 地方自治体や産業界等も含めた人事交流を企画又は実施している。 | 2点 |
| 2 プラットフォームを形成する大学等間で人事交流を企画又は実施している。 | 1点 |
| 3 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等：本設問における「人事交流」とは、「1」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。「2」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

「1」「2」いずれの場合も受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑱ プラットフォーム形成大学等の間で、特定の地域の課題解決のための共同研究を実施していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： プラットフォームで設定した特定の地域の課題を解決するための研究であること。
プラットフォームを形成する複数の大学等の教職員が共同で研究するものであること。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

研究の実施（着手でも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、契約書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、研究実施期間がわかるもの、紀要等

⑳ プラットフォーム形成大学等で施設・設備を共同で利用していますか。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 共同利用している。 | 3 点 |
| 2 共同利用していない。 | 0 点 |

要件等： 教育若しくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で利用する、次のアからウのすべてに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて当該施設・設備の利用に関する取り決めを行っていること。

イ. 1 個又は 1 組の価格が 5 0 0 万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次の a から d のいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

なお、施設について、同一法人内の大学等のみで共同利用するのみでは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、利用状況等がわかるもの等

㉑ プラットフォーム形成大学等において共同で I R を実施していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における共同で実施するIRとは、大学等の教育改革、教育改善につなげるために、プラットフォーム形成大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析し、内外に対して必要な情報を提供するものを指す。この場合の様々なデータとは、学修時間、教育の成果等の教学面に関するデータ等や、その他大学運営に関するデータ（入試、経営、財務等）に関するデータ等も可とする。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、IR報告書等

⑫ プラットフォーム形成大学等において以下の学生募集活動にかかる取組を行っていますか。

ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。

イ 共同の高校訪問を実施している。

ウ 共同の説明会を実施している。

エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 3つ以上実施している。 | 2点 |
| 2 | 2つ実施している。 | 1点 |
| 3 | 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： いずれの取組も学生募集にかかる内容であることが確認できること。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑬ プラットフォーム形成大学等で特定の地域の教育支援活動を行っていますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。 | 1点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）及びその保護者を対象とする活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教職員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。

学生募集を主たる目的とするものや、資格取得を目的とする実習等は該当しない。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、開催案内、開催記録等

⑭ プラットフォーム形成大学等において、共同の公開講座について企画又は実施していますか。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 企画又は実施している。 | 1 点 |
| 2 企画・実施いずれもしていない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、正課外で、主として特定の地域の住民を対象とした事業とする。共同の公開講座とは、プラットフォーム形成大学等が連携して開設する共同の講座で、企画・立案をプラットフォームで行い、講座の実施にあたってプラットフォーム形成大学等の教職員が担当するもの。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に決定していること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

⑮ プラットフォーム形成大学等において、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムについて企画又は実施していますか。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 企画又は実施している。 | 1 点 |
| 2 企画・実施いずれもしていない。 | 0 点 |

要件等： 本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

一連の共同プログラムとは、単発のセミナー等でなく、複数回の受講を前提とするプログラムを指す。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

⑯ プラットフォーム形成大学等において、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組について企画又は実施していますか。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 企画又は実施している。 | 1 点 |
| 2 企画・実施いずれもしていない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における取組は、プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等を指す。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合は該当しない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に決定していること。実施時期が次年度に当たるものも該当する。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの等

㉗ プラットフォーム内で、特定の地域におけるリスクマネジメントについての検討をしていますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 検討している。 | 1 点 |
| 2 検討していない。 | 0 点 |

要件等： リスクマネジメントについての検討とは、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等の発生時における、大学等、地方自治体、産業界等との間の連携に向けた協議が行われていることを指す。

委員会等の形式で、プラットフォーム形成大学等の複数校及び1つ以上の地方自治体が協議に参加していれば、該当するものとする。

協議に参加する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、規程等

㉘ プラットフォーム形成大学等において、大学事務の共同実施をしていますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における大学事務の共同実施とは、備品等の共同購入（1件500万円以上）、業務システム共同開発、共同の事務センターの運営（諸手当認定事務、共済事務、各種計算業務等一部の事務の共同実施なども含む）等。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの、請求書等

(スタートアップ型個別設問) (39点満点)

1. プラットフォーム内の役割

① プラットフォームの基本方針の作成において、当該大学等が原案作成等の役割を担いましたか。

- | | |
|---|-----|
| 1 当該大学等を含むすべてのプラットフォーム形成大学等で内容を分担して原案を作成した。 | 3点 |
| 2 当該大学等を含む一部の大学等で原案を作成した。 | 1点 |
| 3 原案作成には携わっていない。 | -3点 |

要件等： 「1」の場合、各大学等が担当の比重に極端な偏りがなく分担し、当該大学等の担当内容が資料等から明確であるもの。

「2」の場合、当該大学等のみの場合を含めプラットフォーム形成大学等のうち一部のみが原案を作成しているもの。

「3」の場合は、分担内容が不明なものや、語句修正等のみのもので、意見を述べた程度の参加にとどまるものを含む。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの（担当がわかるもの）、計画等の原案等

② プラットフォーム形成大学等と特定の地域の地方自治体との交渉等について当該大学等が携わっていますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 交渉に携わっている。 | 1点 |
| 2 交渉に携わっていない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、当該大学等が出席する会議体等に特定の地域の地方自治体の担当者が出席して協議を行っている場合も含む。

対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等がわかるもの）等

③ プラットフォーム形成大学等と特定の地域の産業界等との交渉等について当該大学等が携わっていますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 交渉に携わっている。 | 1点 |
| 2 交渉に携わっていない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、当該大学等が出席する会議体等に特定の地域の産業界等の担当者が出席して協議を行っている場合も含む。

対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等がわかるもの）等

④ プラットフォームにおいて、当該大学等が申請取りまとめ校の役割を担当しましたか。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 申請取りまとめ校である。 | 1 点 |
| 2 申請取りまとめ校でない。 | 0 点 |

要件等： 「1」の場合は、各プラットフォーム内で1校のみが該当するものとする。
申請取りまとめ校は、本事業の共通部分の申請にあたり、プラットフォームの内容を取りまとめ、実際に申請を行った大学等を指す。

基準時点： 申請時点

根拠資料： プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑤ プラットフォームにおいて、当該大学等が事務局としての役割を担っていますか。

- | | |
|---|-----|
| 1 事務局に当該大学等の教職員が構成員として含まれている又は委員会形式の事務局組織に対して当該大学等の教職員が委員として参加している。 | 1 点 |
| 2 事務局の役割を担っていない。 | 0 点 |

要件等： 「1」の場合は、共通設問⑤において選択肢「1」に該当した場合のみとする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、事務局又は委員会の構成員（委員）がわかるもの等

2. 学内体制の整備

⑥ プラットフォーム基本方針等の内容を当該大学等の計画等に連動させていますか。

- | | |
|-------------|-----|
| 1 連動させている。 | 2 点 |
| 2 連動させていない。 | 0 点 |

要件等： 「1」は、プラットフォーム基本方針等の内容を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかに、文章で取組内容等について反映させている場合（数値のみでは不可）とする。計画については、大学等が組織として決定しているものとする。文書等でプラットフォームの基本方針等の内容と大学等の計画等との関連性が確認できること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、大学等の計画等、プラットフォームの基本方針等との関連性がわかるもの等

⑦ 共通設問⑭のプラットフォーム共通の数値目標に対応する当該大学等の個別の数値目標の割合はいずれに該当しますか。

1	75%以上	3点
2	50%以上75%未満	2点
3	30%以上50%未満	1点
4	30%未満	0点

要件等： 本設問においては、共通設問⑭で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。共通設問⑭で設定している数値目標（プラットフォームの基本方針等の内容又はプラットフォームとして決定した各種の数値目標）を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかの数値目標に反映させている場合について設定しているものとする。
共通の数値目標の全体の数に対して、それぞれの内容に対応する大学等の数値目標がどの程度あるかの割合とする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 大学等の数値目標、プラットフォームの数値目標・活動指標等

⑧ プラットフォームの取組に対応するための部署又は委員会等を当該大学等に設置していますか。

1	設置している。	2点
2	設置していない。	0点

要件等： プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っている部署を大学等に設置している、または理事会・評議員会以外で同内容を行う委員会等を設置していること。
部署の場合は、組織規程等でその業務を実施していることが確認できること。他の業務も担当する部署も該当する。
委員会等とは設置規程や理事会等における機関決定等に基づき設定された学内の会議体をいい、プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っていること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、事務分掌規程、組織図、委員会等の設置要綱、議事録等

⑨ プラットフォーム参画等に関する学内説明会を実施していますか。

1	実施している。	2点
2	実施していない。	0点

要件等： プラットフォーム参画を全学的な取組として推進するために、プラットフォームへの参画等についての専任教職員を対象にした説明会を実施していること。
特定の地域に勤務する専任教職員に向けて広く案内を出していれば、一部の専任教職員の出席でも該当するものとする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 開催案内、説明会資料、報告書等

⑩ 学生の特定の地域に対する理解を深めるために、特定の地域名を冠した授業や学生が主体的に地域に関わる授業など、特定の地域に係る正課の科目を年間 4 単位以上実施していますか。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 必修科目として実施している。 | 2 点 |
| 2 必修科目ではないが実施している。 | 1 点 |
| 3 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 平成 30 年度に使用するシラバス等において、地域に深く関連する科目であることが確認できること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

資格取得のための実習（臨床・保育・教育・調理実習等）は該当しない。

プラットフォーム共通で決定しているものに限らず、大学独自の取組として展開しているものを含む。

基準時点： 平成 30 年度実施（予定）科目

根拠資料： 履修要綱、シラバス等

3. 中長期計画の取組への参画

※共通設問の 3 の取組内容について

⑪ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関する以下の取組に参画していますか。

- ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。
- イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。
- ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）を利用した授業を実施している。
- エ プラットフォーム形成大学等間で共有する e-ラーニングシステムを導入している。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 4 つ実施している。 | 4 点 |
| 2 3 つ実施している。 | 3 点 |
| 3 2 つ実施している。 | 2 点 |
| 4 1 つ実施している。 | 1 点 |
| 5 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑩で実施していることを前提とする。

アについては、当該大学等が授業科目の開発、提供双方に関わっていること。

イについては、共通のシラバスについて当該大学等が提供する授業の記載があれば「実施」とする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況がわかるもの、e-ラーニングシステムの概要がわかるもの等

⑫ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関して、当該大学等が提供している科目数はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 10科目以上 | 3点 |
| 2 | 5科目以上10科目未満 | 2点 |
| 3 | 1科目以上4科目未満 | 1点 |
| 4 | 提供している科目はない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、プラットフォームにおいて単位互換等について決定、実施していることを前提とする。

本設問における科目数は、単位互換科目として当該大学等が提供している科目の数及び当該大学等が他の大学等と共同で提供している科目の数とする。

平成30年9月30日までに、当該科目について履修登録等の案内まで行っていること。

基準時点： 平成30年度実施（予定）科目

根拠資料： プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、履修者名簿、案内文等

⑬ プラットフォーム形成大学等における共同のFD又はSDの、企画又は実施に参画しましたか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 企画又は実施に参画している。 | 1点 |
| 2 | 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑪で「1」に該当していることを前提とする。

単にFD・SDに参加したのみでは該当しない。

プラットフォームとして企画・実施しているものであれば、プラットフォーム外の大学等や団体が参加するものでも該当するものとする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑭ プラットフォーム内における教職員の人事交流に当該大学等が参加していますか。

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 地方自治体や産業界等も含めた人事交流に参加している。 | 2点 |
| 2 | プラットフォームを形成する大学等間での人事交流に参加している。 | 1点 |
| 3 | 参加していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑩で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

本設問における「人事交流」とは、「1」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。「2」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

「1」「2」いずれの場合も受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

本設問の「参加」については、基準時点で実際に実施しているもののほか、実施を前提としたプラットフォームの具体的な取り決めの中で当該大学等の教職員が人事交流の対象者として参加予定であるものや当該大学等が受け入れ予定であるものを含む。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑮ プラットフォーム形成大学等における特定の地域の課題解決のための共同研究に参加していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参加している。 | 1点 |
| 2 参加していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、共通設問⑮で「1」に該当していることを前提とする。
プラットフォームで分析した特定の地域の課題を解決するための研究であること。
当該大学等を含むプラットフォームを形成する複数の大学等の教職員が共同で研究するものであること。
研究の実施（着手まででも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、契約書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、研究実施期間がわかるもの、紀要等

⑯ 当該大学等の施設・設備をプラットフォーム内での共同利用に供していますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 共同利用に供している。 | 1点 |
| 2 共同利用に供していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、共通設問⑯で「1」に該当していることを前提とする。
教育若しくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で利用する、次のアからウのすべてに該当する施設・設備であること。
ア. プラットフォームにおいて当該大学等の施設・設備の利用に関する取り決めを行っていること。
イ. 1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。
ウ. 次のaからdのいずれにも該当しないものであること。
a. 図書館
b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備
d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、利用状況等がわかるもの等

⑰ プラットフォーム形成大学等において実施する共同のIRに参画していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参画している。 | 1点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、共通設問⑳において「1」に該当していることを前提とする。当該大学等が共同IRにおいて収集・分析等に携わっている場合に該当するものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、IR報告書等

⑱ プラットフォーム形成大学等における以下の学生募集活動にかかる取組を当該大学等で行っていますか。

- ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
- イ 共同の高校訪問を実施している。
- ウ 共同の説明会を実施している。
- エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 3つ以上実施している。 | 2点 |
| 2 2つ実施している。 | 1点 |
| 3 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、共通設問㉑の取組をプラットフォームにおいて実施していることを前提とする。

いずれの取組も学生募集にかかる内容であることが確認でき、当該大学等が各取組の実施に携わったことが明確にわかること。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑲ プラットフォーム形成大学等における特定の地域の教育支援活動に参画していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参画している。 | 1点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑳で「1」に該当していることを前提とする。
教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）及びその保護者を対象とする活動を指す。
具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教職員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。
学生募集を主たる目的とするもの、資格取得を目的とする実習等は該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、開催案内、開催記録等

- | | |
|--|-----|
| ⑳ プラットフォーム形成大学等が共同で開催する公開講座の企画又は実施に参画していますか。 | |
| 1 企画又は実施に参画している。 | 1 点 |
| 2 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉑で「1」に該当していることを前提とする。
共同の公開講座の、企画・立案に当該大学等が関わる場合、又は、講座の実施にあたって当該大学等の教職員が担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）に、「1」に該当する。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

- | | |
|---|-----|
| ㉑ プラットフォーム形成大学等において、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムの企画又は実施に参画していますか。 | |
| 1 企画又は実施に参画している。 | 1 点 |
| 2 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては共通設問㉒で「1」に該当していることを前提とする。
企画・立案に当該大学等が関わる場合、又は、プログラムの実施にあたって当該大学等の教職員が担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）に、「1」に該当する。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

- | | |
|---|-----|
| ㉒ プラットフォームで実施する、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組の企画又は実施に参画していますか。 | |
| 1 企画又は実施に参画している。 | 1 点 |
| 2 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉓で「1」に該当していることを前提とする。

プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等の事業。

単に、当該大学等の学生等が当該セミナー等に参加したのみでは該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの等

⑳ プラットフォームにおける、特定の地域のリスクマネジメントについての検討に参画していますか。

1 参画している。 1 点

2 参画していない。 0 点

要件等： 本設問においては、共通設問㉑で「1」に該当していることを前提とする。

リスクマネジメントについての検討とは、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等の発生時における、大学等、地方自治体及び産業界等との間の連携に向けた協議が行われていることを指す。

当該内容を検討した会議等に当該大学等が参画していることが確認できること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、規程等

㉒ プラットフォーム形成大学等における、大学事務の共同実施に参画していますか。

1 参画している。 1 点

2 参画していない。 0 点

要件等： 本設問においては、共通設問㉓で「1」に該当していることを前提とする。

実際に当該大学等が大学事務の共同実施を行っていることが確認できること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの、請求書等

【発展型】

（発展型プラットフォーム共通設問）（74点満点）

1. プラットフォーム体制の整備

- ① プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の地方自治体（都道府県又は市区町村）及び産業界等が参加するプラットフォームの意思決定体制が整備されていますか。
- | | |
|--|----|
| 1 全大学等、地方自治体及び産業界等が参加する意思決定体制が整備されている。 | 5点 |
| 2 全大学等及び地方自治体が参加する意思決定体制が整備されている。 | 3点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における全大学等については、プラットフォームを形成するすべての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている場合、あるいは、適正な選出手続き等によって決定された議決権等を持つ一部の大学等により構成される場合とする。

意思決定体制の整備とは、プラットフォームにおいて当該体制を議決機関として定めていることを指し、単に協議を行っている実態があるのみでは該当しない。なお、プラットフォーム内に他の議決機関がある場合も可とし、最高又は最終の意思決定機関であることは求めない。

産業界等は、特定の地域の商工会等の団体又は企業等とする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ② 中長期計画の実施状況について、評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等について定め、評価する仕組みを整備していますか。
- | | |
|--|----|
| 1 地方自治体・産業界等を含め、プラットフォーム全体で評価する仕組みを整備している。 | 3点 |
| 2 地方自治体を含めて評価する仕組みを整備している。 | 2点 |
| 3 プラットフォーム形成大学等で評価する仕組みを整備している。 | 1点 |
| 4 整備していない。 | 0点 |

要件等： 評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等の評価の仕組みに関してプラットフォーム内で具体的に決定していること。

プラットフォーム形成大学等と産業界等で評価する仕組みの場合は「3」とする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

③ プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の地方自治体（都道府県又は市区町村）との間で包括連携協定を締結し、協議を実施していますか。

- | | |
|--|----|
| 1 包括連携協定を締結しており、かつ、定期的に（年4回以上）、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議を行っている。 | 3点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体と地方自治体との間で締結しているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の地域の地方自治体と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

「協議」とは、プラットフォームに参画するすべての大学等または適正な選出手続き等によって選任された一部の大学等と、当該地方自治体の間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

定期的な実施とは、今後を含め定期的に行うことをプラットフォームとして決定している場合（議事録等で確認できること）、又は、実際に2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、その他地方自治体からの提供文書等

④ プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の産業界等との間で包括連携協定を締結していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 包括連携協定を締結している。 | 3点 |
| 2 包括連携協定を締結していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体と産業界等との間で締結しているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

特定の地域の産業界等は特定の地域に所在する、商工会等の団体又は企業等とする。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の地域の産業界等と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、その他産業界等からの提供文書等

- ⑤ プラットフォームを形成する大学等の中で、定期的な協議の実績がありましたか。
- | | |
|--|-----|
| 1 全大学等が出席し年に2回以上実施した実績がある。 | 4点 |
| 2 全大学等が出席し年1回実施した実績がある又は3分の2以上の大学等が出席し年に2回以上開催した実績がある。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | －3点 |

要件等： プラットフォームを形成するすべての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている協議体制を指し、一部の大学等のみにより構成される協議体制の場合は該当しない。
出席の実績に関しては、プラットフォーム形成大学等のうち、該当する協議体制に実際に参加した実績大学等数とする。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ⑥ プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実施を推進するため、①の意思決定体制や⑤の協議体制とは別に、企画立案、連絡調整、進捗管理などを行う事務局体制を整備していますか。
- | | |
|--|----|
| 1 プラットフォームが共同で運営する事務局又は委員会形式の事務局組織を整備している。 | 2点 |
| 2 整備していない。 | 0点 |

要件等： プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実施を推進するものであること。
事務局の場合は、プラットフォームにおいて、共同で運営する旨の同意があること、また、体制そのものが整備されていれば職員等は非常勤や兼務でも構わない。
委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の実施の推進を目的とするものであれば該当する。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ⑦ プラットフォームの中長期計画の取組実施を推進するため、⑥の事務局体制とは別に、各種取組に対する検討部会、ワーキンググループ等の組織を整備している。
- | | |
|------------|----|
| 1 整備している。 | 1点 |
| 2 整備していない。 | 0点 |

要件等： ⑥の事務局体制とは別に、個別の取組等に関する検討部会やワーキンググループであること。委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の各種取組の検討・実施を目的とするものであれば該当する。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑧ プラットフォームを形成する大学等の数は、以下のいずれに該当しますか。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1 都市型においては 10 校以上、地方型においては 5 校以上 | 4 点 |
| 2 都市型においては 5～9 校、地方型においては 3～4 校 | 2 点 |
| 3 都市型においては 4 校以下、地方型においては 2 校 | 0 点 |

要件等： プラットフォームを形成する大学等の数は国公立大学等を含む。また、特定の地域外の大学等も含む。同一法人が設置する複数の大学等が当該プラットフォームに参画する場合には、それぞれ 1 校ずつとしてカウントする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑨ 特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の割合は、以下のいずれに該当しますか。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 都市型においては 70%以上、地方型においては 80%以上 | 4 点 |
| 2 都市型においては 50%～69%、地方型においては 60%～79% | 3 点 |
| 3 都市型においては 30%～49%、地方型においては 40%～59% | 2 点 |
| 4 都市型においては 30%未満、地方型においては 40%未満 | 0 点 |

要件等： 分母は、プラットフォームの指定する特定の地域に主たる所在地がある全国公私立の大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の総数とし、分子はプラットフォーム形成大学等のうち特定の地域に主たる所在地がある大学等の数（特定の地域外の大学等は含まない）とする。

プラットフォーム参画団体等一覧の「3.『特定の地域』に所在する大学等の数」における地域カバー率を参照のこと。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、大学等の所在地がわかるもの等

⑩ 特定の地域の地方自治体から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 2 点 |
| 2 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 1 点 |
| 3 支援がない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における支援は、「財政支援」（補助金、助成金等）、「人員派遣」（職員等の派遣）、「物的支援」（場所、車両等の提供）とする。

「1」は、財政支援の場合、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営費に充てるものとして受けているもの。

「2」はプラットフォームとして実施する取組に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。
人員派遣の場合、単に会議体や委員会等への出席のみでは該当しないが、共通設問⑥の事務局体制に人員を派遣している場合には「1」に該当するものとする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- | | |
|---|-----|
| ⑪ 特定の地域の産業界等から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。 | |
| 1 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 2 点 |
| 2 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 1 点 |
| 3 支援がない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における支援は、「財政支援」（補助金、助成金等）、「人員派遣」（職員等の派遣）、「物的支援」（場所、車両等の提供）とする。

特定の地域の産業界等は特定の地域に所在する、商工会等の団体又は企業等とする。

「1」は、財政支援の場合、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営費に充てるものとして受けているもの。

「2」はプラットフォームとして実施する取組に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

人員派遣の場合、単に会議体や委員会等への出席のみでは該当しないが、共通設問⑥の事務局体制に人員を派遣している場合には「1」に該当するものとする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- | | |
|--|-----|
| ⑫ プラットフォーム形成大学等と、特定の地域の地方自治体や初等中等教育機関の関係者との間で特定の地域における教育政策と中長期計画の整合性や、教育のあり方等に関する協議を行っていますか。 | |
| 1 協議を行っている。 | 3 点 |
| 2 協議を行っていない。 | 0 点 |

要件等： プラットフォーム全体として協議している事項であること。
教育のあり方等に関する協議内容であることが議事録等で確認できること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

2. 中長期計画等の実行性

⑬ 策定した中長期計画及びプラットフォームの個別の事業や取組内容の詳細についてホームページ等で公表していますか。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 中長期計画及び取組の詳細について公表している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | －3点 |

要件等： プラットフォームの個別の事業や取組内容の詳細とは取組ごとに、プラットフォームとしての方針、具体的内容、実施体制、実施時期・期間、目標等について示しているものとする。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑭ 中長期計画実行にあたって計画年度全体に係るロードマップ及び年度単位のロードマップを作成のうえ、ホームページ等で公表していますか。

- | | |
|---------------|-----|
| 1 どちらも公表している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | －3点 |

要件等： 本設問におけるロードマップは、本事業が求める「中長期計画」の実行に向けて作成した工程表を指す。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑮ 特定の地域の学術分野マップを作成し、ホームページ等で公表していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 公表している。 | 1点 |
| 2 公表していない。 | －3点 |

要件等： 本設問でいう「学術分野マップ」とは、特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の学術分野の現状認識・把握等を目的としたものであり、プラットフォーム全体を俯瞰して1つの大学として捉えた場合、どのような分野があるか、同系統であっても細分化した場合の相違点などを明確化したもの。特定の地域外の大学等は含まなくてよい。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページ

の他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑩ 特定の地域における高等教育の各種の課題に対して具体的な数値目標を設定していますか。

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 10種類以上の数値目標を設定している。 | 4点 |
| 2 | 5～9種類の数値目標を設定している。 | 2点 |
| 3 | 数値目標は5種類未満である。 | 0点 |

要件等：プラットフォーム共通で分析、設定した課題に対し、「中長期計画」の中で、それらの課題を解決していくための各種取組等の数値目標（「数値目標・活動指標等」における）の設定状況を問うもの。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、数値目標・活動指標等

⑪ 中長期計画の進捗状況、評価に係る情報を公表していますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 公表している。 | 2点 |
| 2 | 公表していない。 | 0点 |

要件等：中長期計画の各取組に関する進捗状況・評価、計画全体に係る評価などについて公表していること。評価に係る方針のみの公表の場合は該当しない。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

3. 中長期計画に関する個別取組内容

共通設問⑩～⑳の共通要件

原則としてプラットフォームを形成するすべての参画団体もしくはそれら全体の集合体として決定又は承認した取組内容であること。プラットフォーム形成大学等の一部のみで決定しているものは該当しない。なお、取組の実施状況についてはプラットフォーム形成大学等の一部でも構わないが、同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

- ⑩ プラットフォーム形成大学等間で、単位互換等に関して以下の取組を実施していますか。
- ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。
 - イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。
 - ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）がある。
 - エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムを導入している。
- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 4つ実施している。 | 4点 |
| 2 | 3つ実施している。 | 3点 |
| 3 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 4 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 5 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： イの大学間共通のシラバスは、各大学等が提供する単位互換の授業科目をまとめ、開講大学、科目、授業形態、開講学期等を一覧で表示したもの。

ウは、対象となる単位互換の授業科目、あるいはプラットフォーム共同で学生に提供する授業科目について、複数の大学等が取り決めに基づき共同で利用する施設等（一部の教室等でも構わない）であること。一部の大学等の施設でも構わない。複数の大学等が授業を提供するために利用する施設等であることとし、単に複数の大学等の履修者がいるのみでは該当しない。

当該施設において実施する、対象となる単位互換の授業科目や共同で提供する授業のうち、単一の大学（あるいは同一の法人内の複数の大学等）のみで提供しているものが75%を超えないこと。

ア～エいずれも同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況がわかるもの、eラーニングシステムの概要がわかるもの等

- ⑪ プラットフォーム形成大学等において共同のFD又はSDを、企画又は実施していますか。
- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 共同のFD又はSDを2回以上実施した。 | 3点 |
| 2 | 共同でのFD又はSDを企画している又は1回実施した。 | 2点 |
| 3 | 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等： プラットフォームとして企画又は実施しているものであれば、プラットフォーム外の大学等や団体が参加するものでも該当するものとする。

「企画」については、共同実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑳ プラットフォーム内で教職員の人事交流を企画又は実施していますか。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1 地方自治体や産業界等も含めた人事交流を企画又は実施している。 | 2点 |
| 2 プラットフォームを形成する大学等間で人事交流を企画又は実施している。 | 1点 |
| 3 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等：本設問における「人事交流」とは、「1」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。「2」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

「1」「2」いずれの場合も受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

㉑ プラットフォーム形成大学等の間で、共同研究を実施していますか。

- | | |
|---------------------|----|
| 1 10プロジェクト以上実施している。 | 2点 |
| 2 1～9プロジェクト実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、プラットフォームの決定の有無に限らず、プラットフォームにおいて把握しているプラットフォーム形成大学等の間で実施する共同研究のプロジェクトとする。

本設問における共同研究は、1研究課題あたりの契約書等における規模が100万円以上のものとする。

プラットフォームを形成する複数の大学等の教職員が共同で研究するものであること。同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

研究の実施（着手でも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、契約書、研究実施期間がわかるもの、紀要、プラットフォームでの確認内容
がわかるもの等

⑳ プラットフォーム形成大学等で施設・設備を共同で利用していますか。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 共同利用している。 | 3 点 |
| 2 共同利用していない。 | 0 点 |

要件等： 教育若しくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で
利用する、次のアからウのすべてに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて当該施設・設備の利用に関する取り決めを行っている
こと。

イ. 1 個又は 1 組の価格が 5 0 0 万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次の a から d のいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用で
きるもの

なお、施設について、同一法人内の大学等のみで共同利用するのみでは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているもの
とする。

基準時点： 平成 30 年 9 月 30 日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、利用状況等がわかる
もの等

㉑ プラットフォーム形成大学等において共同で I R を実施していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 2 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問における共同で実施する I R とは、大学等の教育改革、教育改善につなげるた
めに、プラットフォーム形成大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析し、
内外に対して必要な情報を提供するものを指す。この場合の様々なデータとは、学修
時間、教育の成果等の教学面に関するデータ等や、その他大学運営に関するデータ（入
試、経営、財務等）に関するデータ等も可とする。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、I R 報告書等

- ②④ プラットフォーム形成大学等において以下の学生募集活動にかかる取組を行っていますか。
- ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
 - イ 共同の高校訪問を実施している。
 - ウ 共同の説明会を実施している。
 - エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。
- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 3つ以上実施している。 | 2点 |
| 2 | 2つ実施している。 | 1点 |
| 3 | 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： いずれの取組も学生募集にかかる内容であることが確認できること。
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

- ②⑤ プラットフォーム形成大学等で特定の地域の教育支援活動を行っていますか。
- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。 | 1点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）及びその保護者を対象とする活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教職員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。
学生募集を主たる目的とするものや、資格取得を目的とする実習等は該当しない。
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、開催案内、開催記録等

- ②⑥ プラットフォーム形成大学等において、共同の公開講座について企画又は実施していますか。
- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 10講座以上実施した。 | 2点 |
| 2 | 企画している又は1～9講座実施した。 | 1点 |
| 3 | 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、正課外で、主として特定の地域の住民を対象とした事業とする。
共同の公開講座とは、プラットフォーム形成大学等が連携して開設する共同の講座で、企画・立案をプラットフォームで行い、講座の実施にあたってプラットフォーム形成大学等の教職員が担当するもの。講座数は、実際に実施した講座数とし、同一内容での複数回実施や、募集1回で複数回受講を前提とするシリーズ講座については、1回と数える。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

⑰ プラットフォーム形成大学等において、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムについて企画又は実施していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 企画又は実施している。 | 1点 |
| 2 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等：本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

- ①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）
- ②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ③主婦・主夫

一連の共同プログラムとは、単発のセミナー等でなく、複数回の受講を前提とするプログラムを指す。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

⑱ プラットフォーム形成大学等において、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組について企画又は実施していますか。

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1 プラットフォーム形成大学等の7割以上の大学等が参画して実施した。 | 2点 |
| 2 上記には当てはまらないが実施した又は企画している。 | 1点 |
| 3 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等：本設問における取組は、プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等を指す。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合は該当しない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度に当たるものも該当する。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの等

②⑨	プラットフォーム内で、特定の地域におけるリスクマネジメントについての検討をしていますか。	
1	検討している。	1点
2	検討していない。	0点

要件等： リスクマネジメントについての検討とは、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等の発生時における、大学等、地方自治体、産業界等との間の連携に向けた協議が行われていることを指す。

委員会等の形式で、プラットフォーム形成大学等の複数校及び1つ以上の地方自治体が協議に参加していれば、該当するものとする。

協議に参加する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、規程等

③⑩	プラットフォーム形成大学等において、大学事務の共同実施をしていますか。	
1	実施している。	2点
2	実施していない。	0点

要件等： 本設問における大学事務の共同実施とは、備品等の共同購入（1件500万円以上）、業務システム共同開発、共同の事務センターの運営（諸手当認定事務、共済事務、各種計算業務等一部の事務の共同実施なども含む）等。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの、請求書等

(発展型個別設問) (50点満点)

1. プラットフォーム内の役割

① プラットフォーム形成大学等と特定の地域の地方自治体との交渉等について当該大学等が携わっていますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 交渉に携わっている。 | 1点 |
| 2 交渉に携わっていない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、当該大学等が出席する会議体等に特定の地域の地方自治体の担当者が出席して協議を行っている場合も含む。

対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等がわかるもの）等

② プラットフォーム形成大学等と特定の地域の産業界等との交渉等について当該大学等が携わっていますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 交渉に携わっている。 | 1点 |
| 2 交渉に携わっていない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、当該大学等が出席する会議体等に特定の地域の産業界等の担当者が出席して協議を行っている場合も含む。

対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等がわかるもの）等

③ プラットフォームにおいて、当該大学等が申請取りまとめ校の役割を担当しましたか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 申請取りまとめ校である。 | 1点 |
| 2 申請取りまとめ校でない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、各プラットフォーム内で1校のみが該当するものとする。

申請取りまとめ校は、本事業の共通部分の申請にあたり、プラットフォームの内容を取りまとめ、実際に申請を行った大学等を指す。

基準時点： 申請時点

根拠資料： プラットフォームとしての決定がわかるもの等

- ④ プラットフォームにおいて、当該大学等が事務局としての役割を担っていますか。
- | | |
|---|----|
| 1 事務局に当該大学等の教職員が構成員として含まれている又は委員会形式の事務局組織に対して当該大学等の教職員が委員として参加している。 | 3点 |
| 2 事務局の役割を担っていない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、共通設問⑥において選択肢「1」に該当した場合のみとする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、事務局又は委員会の構成員（委員）がわかるもの等

- ⑤ プラットフォームの各種取組等に関する、検討部会、ワーキンググループ等の組織において、当該大学等の役員又は教職員が責任者となっているものはありますか。
- | | |
|-----------------------|----|
| 1 複数の組織において責任者となっている。 | 3点 |
| 2 1つの組織において責任者となっている。 | 2点 |
| 3 責任者となっているものはない。 | 0点 |

要件等： 本設問については、プラットフォームとして決定、実施する取組に関する検討部会やワーキンググループ等の組織の長を当該大学等の役員又は教職員が務めるものが該当する。責任者としての立場であるということが文書等で確認できること。単に取組に参加しているのみでは該当しない。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組に対する検討組織の体制がわかるもの等

2. 学内体制の整備

- ⑥ プラットフォームの中長期計画の内容を当該大学等の計画等に連動させていますか。
- | | |
|-------------|----|
| 1 連動させている。 | 2点 |
| 2 連動させていない。 | 0点 |

要件等： 「1」は、プラットフォームの中長期計画の内容を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかに、文章で取組内容等について反映させている場合（数値のみでは不可）とする。計画等については、大学等が組織として決定しているものとする。文書等でプラットフォームの計画内容と大学等の計画等との関連性が確認できること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 議事録、大学等の計画等、プラットフォームの中長期計画等との関連性がわかるもの等

⑦ 共通設問⑯のプラットフォーム共通の数値目標に対応する当該大学等の個別の数値目標の割合はいずれに該当しますか。

1	75%以上	3点
2	50%以上75%未満	2点
3	30%以上50%未満	1点
4	30%未満	0点

要件等： 本設問においては、共通設問⑯で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。共通設問⑯で設定している数値目標（プラットフォームの中長期計画の内容又はプラットフォームとして決定した各種の数値目標）を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかの数値目標に反映させている場合について設定しているとする。

共通の数値目標の全体の数に対して、それぞれの内容に対応する大学等の数値目標がどの程度あるかの割合とする。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 大学等の数値目標、プラットフォームの数値目標・活動指標等

⑧ プラットフォームの取組に対応するための部署又は委員会等を当該大学等に設置していますか。

1	設置している。	1点
2	設置していない。	0点

要件等： プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っている部署を大学等に設置している、または理事会・評議員会以外で同内容を行う委員会等を設置していること。

部署の場合は、組織規程等でその業務を実施していることが確認できること。他の業務も担当する部署も該当する。

委員会等とは設置規程や理事会等における機関決定等に基づき設定された学内の会議体をいい、プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っていること。

基準時点： 平成30年9月30日現在

根拠資料： 組織規程、事務分掌規程、組織図、委員会等の設置要綱、議事録等

⑨ プラットフォーム参画、プラットフォームの計画の実行等に関する学内説明会やアンケート調査を実施していますか。

1	説明会及びアンケート調査を実施している。	1点
2	いずれのみ実施又はいずれも実施していない。	0点

要件等： 説明会については、プラットフォームにおける取組を全学的な取組として推進するために、プラットフォームへの参画や実施等についての専任教職員を対象にした説明会を実施していること。特定の地域に勤務する専任教職員に向けて広く案内を出していること。

れば、一部の専任教職員の出席でも実施しているものとする。

アンケート調査については、プラットフォームにおける取組に関して、教職員又は学生に対しアンケートによる調査を行っていること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 開催案内、説明会資料、報告書、アンケート用紙、アンケート集計結果等

⑩ 学生の特定の地域に対する理解を深めるために、特定の地域名を冠した授業や学生が主体的に地域に関わる授業など、特定の地域に係る正課の科目を年間 8 単位以上実施していますか。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 必修科目として実施している。 | 2 点 |
| 2 必修科目ではないが実施している。 | 1 点 |
| 3 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 平成 30 年度に使用するシラバス等において、地域に深く関連する科目であることが確認できること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

資格取得のための実習（臨床・保育・教育・調理実習等）は該当しない。

プラットフォーム共通で決定しているものに限らず、大学独自の取組として展開しているものを含む。

基準時点： 平成 30 年度実施（予定）科目

根拠資料： 履修要綱、シラバス等

3. 中長期計画の取組への参画

※共通設問の 3 の取組内容について

⑪ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関する以下の取組に参画していますか。

- ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。
- イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。
- ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）を利用した授業を実施している。
- エ プラットフォーム形成大学等間で共有する e-ラーニングシステムを導入している。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 4 つ実施している。 | 4 点 |
| 2 3 つ実施している。 | 3 点 |
| 3 2 つ実施している。 | 2 点 |
| 4 1 つ実施している。 | 1 点 |
| 5 実施していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑩で実施していることを前提とする。

アについては、当該大学等が授業科目の開発、提供双方に関わっていること。

イについては、共通のシラバスについて当該大学等が提供する授業の記載があれば「実施」とする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況がわかるもの、eラーニングシステムの概要がわかるもの等

⑫	プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関して、当該大学等が提供している科目数はいずれに該当しますか。	
1	10科目以上	3点
2	5科目以上10科目未満	2点
3	1科目以上4科目未満	1点
4	提供している科目はない。	0点

要件等： 本設問においては、プラットフォームにおいて単位互換等について決定、実施していることを前提とする。

本設問における科目数は、単位互換科目として当該大学等が提供している科目の数及び当該大学等が他の大学等と共同で提供している科目の数とする。

平成 30 年 9 月 30 日までに、当該科目について履修登録等の案内まで行っていること。

基準時点： 平成 30 年度実施（予定）科目

根拠資料： プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、履修者名簿、案内文等

⑬	プラットフォーム形成大学等における共同のFD又はSDの、企画又は実施に参画しましたか。	
1	共同実施に参画した。	2点
2	企画に参画している。	1点
3	参画していない。	0点

要件等： 本設問においては、共通設問⑨で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。単にFD・SDに参加したのみでは該当しない。

プラットフォームとして企画・実施しているものであれば、プラットフォーム外の大学等や団体が参加するものでも該当するものとする。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑭	プラットフォーム内における教職員の人事交流に当該大学等が参加していますか。	
1	地方自治体や産業界等も含めた人事交流に参加している。	2点
2	プラットフォームを形成する大学等間での人事交流に参加している。	1点
3	参加していない。	0点

要件等： 本設問においては、共通設問⑩で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。本設問における「人事交流」とは、「1」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム

内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。「2」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

「1」「2」いずれの場合も受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

本設問の「参加」については、基準時点で実際に実施しているもののほか、実施を前提としたプラットフォームの具体的な取り決めの中で当該大学等の教職員が人事交流の対象者として参加予定であるものや当該大学等が受け入れ予定であるものを含む。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑮ プラットフォーム形成大学等における共同研究に参加していますか。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 複数の共同研究プロジェクトに参加している。 | 2 点 |
| 2 1つのプロジェクトに参加している。 | 1 点 |
| 3 参加していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑮で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。当該大学等を含むプラットフォームを形成する複数の大学等の教職員が共同で研究するものであること。

研究の実施（着手まででも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、契約書、プラットフォームでの確認内容がわかるもの、紀要等

⑯ 当該大学等の施設・設備をプラットフォーム内での共同利用に供していますか。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 共同利用に供している。 | 2 点 |
| 2 共同利用に供していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑯で「1」に該当していることを前提とする。

教育若しくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学が共同で利用する、次のアからウのすべてに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて当該大学等の当該施設・設備の利用に関する取り決めを行っていること。

イ. 1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次のaからdのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用で

きるもの

同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点：平成30年9月30日現在

根拠資料：協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、利用状況等がわかるもの等

⑬ プラットフォーム形成大学等において実施する共同のIRに参画していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参画している。 | 2点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、共通設問⑬において「1」に該当していることを前提とする。
当該大学等が共同IRにおいて収集・分析等に携わっている場合に該当するものとする。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、IR報告書等

⑭ プラットフォーム形成大学等における以下の学生募集活動にかかる取組を当該大学等で行っていますか。

- ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
- イ 共同の高校訪問を実施している。
- ウ 共同の説明会を実施している。
- エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 3つ以上実施している。 | 3点 |
| 2 2つ実施している。 | 2点 |
| 3 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等：本設問においては、共通設問⑭の取組をプラットフォームにおいて実施していることを前提とする。

いずれの取組も学生募集にかかる内容であることが確認でき、当該大学等が各取組の実施に携わったことが明確にわかること。

基準時点：平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料：協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑱ プラットフォーム形成大学等における特定の地域の教育支援活動に参画していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 参画している。 | 2 点 |
| 2 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑮で「1」に該当していることを前提とする。

教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）及びその保護者を対象とする活動を指す。

具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。

学生募集を主たる目的とするもの、資格取得を目的とする実習等は該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、開催案内、開催記録等

⑳ プラットフォーム形成大学等が共同で開催する公開講座の企画又は実施に参画していますか。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 共同実施に参画した。 | 2 点 |
| 2 企画に参画している。 | 1 点 |
| 3 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑯で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

共同の公開講座の、企画・立案に当該大学等が関わる場合は「2」、講座の実施にあたって当該大学等の教職員が担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）は「1」に該当する。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

㉑ プラットフォーム形成大学等において、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムの企画又は実施に参画していますか。

- | | |
|------------------|-----|
| 1 企画又は実施に参画している。 | 2 点 |
| 2 参画していない。 | 0 点 |

要件等： 本設問においては共通設問⑰で「1」に該当していることを前提とする。

企画・立案に当該大学等が関わる場合、又は、プログラムの実施にあたって当該大学等の教職員が担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）に、「1」に該当する。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

⑳ プラットフォームで実施する、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組の企画又は実施に参画していますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1 共同実施に参画した。 | 2点 |
| 2 企画に参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉔で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。
プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等の事業。
単に、当該大学等の学生等が当該セミナー等に参加したのみでは該当しない。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの等

㉑ プラットフォームにおける、特定の地域のリスクマネジメントについての検討に参画していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参画している。 | 2点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉕で「1」に該当していることを前提とする。
リスクマネジメントについての検討とは、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等の発生時における、大学等、地方自治体及び産業界等との間の連携に向けた協議が行われていることを指す。
当該内容を検討した会議等に当該大学等が参画していることが確認できること。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、規程等

㉒ プラットフォーム形成大学等における、大学事務の共同実施に参画していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参画している。 | 2点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉖で「1」に該当していることを前提とする。
実際に当該大学等が大学事務の共同実施を行っていることが確認できること。

基準時点： 平成29年9月1日～平成30年9月30日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの、請求書等